

令和 5 年 6 月 7 日

令和 5 年 度 県 議 会
第395回通常会議提出議案(1)説明資料

栃 木 県

令和5年度県議会 第395回通常会議提出議案（1）説明資料目次

○ 条例案・事件議案等の概要	3
----------------------	---

条例案・事件議案等の概要

議案名	概 要	主 管 課	議案頁
第1号議案 栃木県手数料条例の一部改正について	児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）の一部改正等に伴い、所要の改正をするものである。	経営管理部 文書学事課	4
第2号議案 栃木県ライフル射撃場設置、管理及び使用料条例の一部改正について	栃木県ライフル射撃場に利用料金制度を導入するため、所要の改正をするものである。	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課	6
第3号議案 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について	栃木県グリーンスタジアムに利用料金制度を導入するため、所要の改正をするものである。		9
第4号議案 栃木県警察関係手数料条例の一部改正について	道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正に伴い、特定小型原動機付自転車運転者講習の講習手数料を定めるため、所要の改正をするものである。	警察本部 交通企画課	11
第5号議案 栃木県人事委員会委員の選任同意について	栃木県人事委員会委員松田美智子氏の任期が令和5年7月31日に満了するので、その後任として宇梶宏美氏を選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものである。	経営管理部 人事課	13
第6号議案 市町村が負担する金額について	県（環境森林部関係）が行う建設事業に要する経費について、市町村が負担する金額を定めるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条の規定により議会の議決を求めるものである。	環境森林部 森林整備課	14
第7号議案 市町村が負担する金額について	県（農政部関係）が行う建設事業等に要する経費について、市町村が負担する金額を定めるため、地方財政法第27条又は土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条の規定により議会の議決を求めるものである。	農政部 農村振興課	15

議 案 名	概 要	主 管 課	議案頁
第8号議案 市町村が負担する金額について	県（県土整備部関係）が行う建設事業等に要する経費について、市町村が負担する金額を定めるため、地方財政法第27条又は下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2の規定により議会の議決を求めるものである。	県 土 整 備 部 監 理 課	19
第9号議案 工事請負契約の締結について	水と緑の南摩の里整備事業（鹿沼市上南摩町）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年栃木県条例第8号）第2条の規定により議会の議決を求めるものである。 1 契約金額 1,292,049,000円 2 契約の相手方 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地7 鉄建建設・猪股建設・フジヤマ・安藤設計共同企業体 代表者 鉄建建設株式会社関越支店 執行役員支店長 舟嶋 啓邦 3 工事完成の時期 令和7年1月31日	環 境 森 林 部 自 然 環 境 課	23
第10号議案 製造請負契約の締結について	栃木県子ども総合科学館展示更新等業務（宇都宮市西川田町）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。 1 契約金額 1,980,000,000円 2 契約の相手方 東京都港区台場二丁目3番4号 株式会社乃村工藝社 代表取締役社長執行役員 奥本 清孝 3 業務完了の時期 令和7年9月30日	生活文化スポーツ部 県民協働推進課	24
第11号議案 工事請負契約の変更について	令和4年度県議会第391回通常会議第55号議案で議会の議決を経た一級河川巴波川地下捷水路本体建設工事（栃木市万町外）の請負契約について、契約内容の一部に変更を生じるので、議会の議決を求めるものである。 契約金額 変更前 9,471,000,000円 変更後 9,602,890,000円	県 土 整 備 部 河 川 課	25

議 案 名	概 要	主 管 課	議案頁
報告第1号 知事の専決処分事項報告 について	5 専決処分第76号 工事請負契約の変更について 令和3年度県議会第380回通常会議第15号議案で議会の議決を経た一般国道408号水路トンネル建設工事（塩谷郡高根沢町大字宝積寺）の請負契約について、契約内容の一部に変更を生じたものである。 契約金額 変更前 543,323,000円 変更後 545,259,000円	県土整備部 道路整備課	32
	14 専決処分第7号 工事請負契約の変更について 令和4年度県議会第389回通常会議第18号議案で議会の議決を経た栃木県林業大学校（仮称）研修・研究棟ほか新築工事（宇都宮市下小池町）の請負契約について、契約内容の一部に変更を生じたものである。 契約金額 変更前 638,308,000円 変更後 666,072,000円	県土整備部 建築課	41
報告第2号 令和4年度栃木県継続費 繰越計算書の報告について	警察本部庁舎受変電設備等改修費ほか7事業について、令和4年度栃木県継続費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告するものである。	経営管理部 環境森林部 教育委員会事務局 警察本部	42
報告第3号 令和4年度栃木県繰越明 許費繰越計算書の報告につ いて	文書管理運営費ほか100事業について、令和4年度栃木県繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものである。	経営管理部 保健福祉部 環境森林部 産業労働観光部 農政部 県土整備部 危機管理防災局 会計局 教育委員会事務局 警察本部	44

議 案 名	概 要	主 管 課	議案頁
報告第4号 令和4年度栃木県事故繰越し繰越計算書及び令和4年度栃木県継続費繰越計算書の報告について	交通体系整備促進費ほか15事業について令和4年度栃木県事故繰越し繰越計算書を、水と緑の南摩の里整備費について令和4年度栃木県継続費繰越計算書を、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものである。	保 健 福 祉 部 環 境 森 林 部 農 政 部 県 土 整 備 部 教育委員会事務局	54
報告第5号 令和4年度栃木県流域下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	流域下水道建設事業費について、令和4年度栃木県流域下水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告するものである。	県 土 整 備 部	59
報告第6号 令和4年度栃木県電気事業会計予算繰越計算書の報告について	川治第一発電所本館排水衛生設備更新工事ほか2事業について、令和4年度栃木県電気事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものである。	企 業 局	61
報告第7号 令和4年度栃木県電気事業会計継続費繰越計算書の報告について	風見発電所全面改修工事ほか3事業について、令和4年度栃木県電気事業会計継続費繰越計算書を地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により報告するものである。		63
報告第8号 令和4年度栃木県水道事業会計予算繰越計算書の報告について	折戸調整池場内配管接続工事ほか3事業について、令和4年度栃木県水道事業会計予算繰越計算書及び令和4年度栃木県水道事業会計継続費繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものである。		65
報告第9号 令和4年度栃木県工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について	1系排水処理池汚泥掻寄機更新工事について、令和4年度栃木県工業用水道事業会計継続費繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものである。		68

議 案 名	概 要	主 管 課	議案頁
報告第10号 令和4年度栃木県用地造成事業会計予算繰越計算書の報告について	工業用地開発調査費ほか1事業について、令和4年度栃木県用地造成事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものである。	企 業 局	70
報告第11号 令和4年度栃木県施設管理事業会計予算繰越計算書の報告について	とちまるゴルフクラブクラブハウスリニューアル工事について、令和4年度栃木県施設管理事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものである。		73